

## 第 7 章

推進体制・達成目標・関連法令

## 第1節 計画の推進体制・達成目標

本計画を着実に推進するために、次のことを重視し、PDCA サイクル（Plan：計画 Do：実行 Check：評価 Action：改善）により、計画の推進及び進捗管理を行います。

### 1 地域福祉に関わる多様な主体の役割分担と協働、連携

- 長野県における地域福祉の向上のためには、県や市町村の行政のみならず、住民、地域、社会福祉法人、NPO法人、民間企業など社会を構成するすべての者が、それぞれの役割と責任を自覚しこれを果たすとともに、相互に連携協力する必要があります。複合化した困難を抱える家庭等に対しては、行政だけでなくあらゆる主体が総合的に連携し、支援するなどの配慮が必要です。
- このため、地域福祉に関する様々な情報を共有するとともに、意見交換等を通じ、県民のニーズや単独の市町村では対応が困難な課題を把握し、地域福祉に係る事業の改善・施策化に努めます。また、各団体との連携・協働を進めるコーディネーターの育成や、ネットワーク構築などの環境整備に努めます。

### 2 計画の推進体制

- この計画に位置づけた施策については、様々な機会を捉えて県民に周知を図るとともに、県民の幅広い理解と協力を得て着実に推進します。
- 計画の実効性を担保するため、部局横断の庁内検討会議を組織し、各施策の進捗状況や目標達成状況について点検・評価を行います。
- 第4章で掲げた、地域共生社会へ向けた住民ワークショップでの地域生活課題の解決に向けた議論や住民支え合い行動宣言を受け止め、次の政策に反映するため、有識者等で構成される会議体を設置し、地域共生社会の実現に向けた施策の推進を図ります。

### 3 計画の見直し

- 計画の実行過程で、長野県の地域福祉を取り巻く情勢に、策定時の想定を大きく超えた変化が生じることも考えられます。この場合にあっては、計画期間中においても、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 4 達成目標

- 本計画の達成目標として、次の目標を設定し、毎年度達成状況を評価し、その結果を公表します。

○ 長野県地域福祉支援計画数値目標一覧

指標	現状	目標	備考
地域共生社会に向けての重点取組テーマ			
地域課題解決に向けた住民支え合い行動宣言	-	100 宣言/年	
市町村地域福祉計画策定市町村数	36 市町村 (2017 年度)	77 市町村 (2022 年度)	
ボランティア活動者数	601,000 人 (2016 年度)	増加させる (2022 年度)	
生きがいを持って生活している高齢者の割合	65.2% (2016 年度)	増加させる (2022 年度)	
70 歳以上まで働ける企業の割合	29.5% (2018.6)	30.6% (2023 年度)	
こどもカフェ設置数	約 70 か所 (2017 年度)	180 か所 (2022 年度)	
住民運営による通いの場の数	1,555 か所 (2016 年度)	2,000 か所以上 (2020 年度)	
県と企業・団体等と協働して行った事業数	194 件 (2016 年度)	290 件 (2022 年度)	
総合的相談支援体制整備されている市町村数	25 市町村 (2018 年度)	77 市町村 (2022 年度)	
個別重点課題・くらしを支える取組			
自殺死亡率 (人口 10 万人当たり自殺者数)	18.2 (2015 年)	13.6 (2022 年)	
20 歳未満の自殺死亡率 (人口 10 万人当たり自殺者数)	3.0 (2016 年)	0 (2022 年)	
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	94.0% (2016 年度)	97.0% (2022 年度)	
生活保護世帯の子どもの大学等進学率	25.9% (2016 年度)	25.9%以上 (2022 年度)	
災害時住民支え合いマップ作成地区数	2,491 地区 (2016 年度)	3,876 地区 (2021 年度)	
障がい者スポーツ体験会等の実施	8 市町村 (2016 年度)	63 市町村 (2023 年度)	
介護職員数	3.5 万人 (2016 年度)	4.1 万人 (2020 年度)	

## 第2節 計画の検討経過

### (1) 庁内連絡会議（庁内検討）

月日	会議名等	検討内容
4月17日	第1回庁内連絡会議	・地域福祉支援計画の策定について
4月20日	保健福祉事務所副所長・福祉課長会議	・居場所づくり・相談窓口・地域づくりと連動した福祉政策の進む形について
5月8日	第2回庁内連絡会議	・中山間地研究会の取組紹介
6月18日	現地視察・意見交換	・地域共生実践事例について現地視察
8月29日	第3回庁内連絡会議	・共生社会づくりに向けた庁内外の連携・協働について

### (2) 審議会等による検討

#### 長野県社会福祉審議会

月日	会議名等	検討内容
10月26日	第1回長野県社会福祉審議会	・専門分科会による検討の中間報告 ・再犯防止推進計画の単独作成について
2月1日	第2回長野県社会福祉審議会	・地域福祉支援計画（案）について

#### 地域福祉計画専門分科会

月日	会議名等	検討内容
7月6日	第1回地域福祉計画専門分科会	・地域福祉支援計画の方向性について
9月25日	第2回地域福祉計画専門分科会	・地域福祉支援計画素案について
1月23日	第3回地域福祉計画専門分科会	・計画原案の検討及びまとめ

#### 地域福祉計画作成ワーキングチーム

月日	会議名等	検討内容
10月16日	第1回ワーキングチーム会議	・地域福祉支援計画素案について
11月7日	第2回ワーキングチーム会議	・地域福祉支援計画素案について
1月15日	第3回ワーキングチーム会議	・地域福祉支援計画原案について

### (3) 市町村との調整等

月日	会議名等	検討内容
8月20日～ 9月14日	地域福祉支援計画策定に係る実態調査	・県内の実態を把握し、長野県地域福祉支援計画を策定するに当たって参考とするため、77市町村へ調査を実施
8月20日～ 10月29日	地域福祉支援計画策定等に係る説明会	・県地域福祉支援計画の方向性について説明および意見交換

### 第3節 関連法令

○ 改正社会福祉法（抜粋）

（平成29年6月2日法律第52号 平成30年4月1日施行）

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第五条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を經營する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を經營する者の責務）

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を經營する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題

を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第一百五十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
  - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。